

News Release

平成22年5月19日

消費者庁

こんにやく入りゼリーによる窒息事故の 再発防止策の周知徹底について

こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止については、既に平成21年1月8日に、関係団体に対して協力要請を行ってきたところですが、今般、独立行政法人国民生活センターにより実施された実態調査において、一部改善の図られていない状況が確認されたことを受け、再発防止策の徹底を図る観点から、製造及び流通関係団体等に対し、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

【問合せ先】

消費者庁 消費者安全課
柳澤、岩井

電話：03-3507-9263

FAX：03-3507-9290

消 安 全 第 1 1 1 号

平 成 2 2 年 5 月 1 9 日

別紙送付先

消費者庁消費者安全課長

こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策の周知徹底について

平素から食品安全行政の推進に当たっては格別の御理解・御協力をいただきましてありがとうございます。

こんにゃく入りゼリーについては、窒息死亡事故の再発防止を図るため、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策の周知徹底について」（平成21年1月8日付け府国生第18号・食安企発第0108002号・20総合第1691号内閣府国民生活局消費者安全課長、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長、農林水産省総合食料局食品産業振興課長、農林水産省総合食料局流通課長、農林水産省生産局生産流通振興課長通知。以下「徹底通知」という。）等により、関係団体に対して、個包装の警告表示の実施等表示の改善の徹底、物性、形状等の改善、店頭における注意情報の提供、子ども向け菓子売り場以外での販売等必要な措置を講ずるよう、協力要請を行っているところです。

一方、「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について」（平成20年10月16日消費者安全情報総括官会議申合せ）において、「国民生活センターは、表示、形状、物性、販売方法などの改善状況について適時把握を行い、関係機関及び一般消費者に対して情報提供を行う」こととしたことを踏まえ、本年1月から4月にかけて2回目の実態調査が実施されたところですが、当該調査結果において、一部の商品で、依然として個包装の警告表示等の改善が図られておらず、また、半数以上の商品が店頭における警告表示なしに販売されていることが確認されております。

つきましては、製造関係団体及び製造事業者等におかれては、引き続き個包装の警告表示の実施等表示の改善の徹底、子ども向け菓子売り場以外での販売、店頭における注意情報の提供及び物性、形状等の改善の促進をお願い申し上げます。

また、流通関係団体等におかれては、店頭における注意情報の提供、子ども向け菓子売り場以外での販売等、必要な措置を講ずるよう周知徹底をお願い申し上げます。

なお、本通知は、別紙に掲げる団体に送付されていますことを申し添えます。

(別紙) 送付先一覧

団 体 名
全国こんにやく協同組合連合会
全日本菓子協会
全国菓子工業組合連合会
全国菓子卸商業組合連合会
日本菓子BB協会
全国給食事業協同組合連合会
日本給食品連合会
全国小売市場総連合会
日本スーパーマーケット協会
日本小売業協会
日本百貨店協会
日本チェーンストア協会
(社)日本セルフ・サービス協会
(社)日本ショッピングセンター協会
(社)全国スーパーマーケット協会
オール日本スーパーマーケット協会
(社)日本フランチャイズチェーン協会
(社)日本ボランタリー・チェーン協会
協同組合セルコチェーン
全日食チェーン商業協同組合連合会
無添加食品販売協同組合
(社)日本加工食品卸協会
(社)日本外食品卸協会
日本生活協同組合連合会
日本チェーンドラッグストア協会
(社)日本輸入食品安全推進協会
(社)日本食品衛生協会
(社)日本通信販売協会